

新スタイル対応販路拡大支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 新スタイル対応販路拡大支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業参加者」とは、新スタイル対応販路拡大支援事業（研修+展示会出展）に参加申し込みをした企業をいう。

(補助金の交付の目的)

第3条 この補助金は、新スタイル対応販路拡大支援事業（研修+展示会出展）の事業参加者に対しての、リアルとオンラインを併用したハイブリッド形式の展示会等の成果を向上させるための支援を目的とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 交付対象者は、事業参加者であって申請日において次の各号及び別記1のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内に主たる事業所を有する者

(2) 平成25年10月改定日本標準産業分類に定める業種のうち、大分類A（農業、林業）大分類B（漁業）を除く業者である者

(3) 補助金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体その他公的団体からの類似の補助金等の交付又は経費の負担を受けていないこと

(補助金の対象経費)

第5条 補助金は、第3条の目的に基づき実施する別記2に掲げる経費のうち、公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

(補助額)

第6条 補助金の補助額は、別記2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、新スタイル対応販路拡大支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでな

い。

(補助金の交付の決定)

第8条 理事長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、当該申請書を提出した者に交付決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の通知の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(申請内容の変更)

第10条 補助事業者は、当該事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、新スタイル対応販路拡大支援補助金変更承認申請書（様式第3号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、理事長が認める軽微な変更については、この限りではない。

2 理事長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、変更内容が適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、変更交付決定通知書（様式第4号）を補助事業者に通知するものとする。

3 第8条第2項の規定は、前項の変更交付決定について準用する。

(事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、新スタイル対応販路拡大支援補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該事業が完了したとき又は前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日又は補助が終了する年度の2月28日のいずれか早い期日までに、新スタイル対応販路拡大支援補助金実績報告書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の支払等)

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとする

きは、新スタイル対応販路拡大支援補助金精算払請求書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、第8条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、新スタイル対応販路拡大支援補助金概算払請求書（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類等を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告及び検査）

第16条 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の交付の決定の取り消し等）

第17条 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当する時は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）事業の実施方法が不適當であると認められるとき。

- 2 理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されている時は、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別記 1

新スタイル対応販路拡大支援補助金を受給できる事業主は次の各号にいずれにも該当する者とする。

- (1) 県税の滞納のないこと。
- (2) 補助金を活用する事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業（同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項第 1 号に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っていない事業主であること。
- (3) 暴力団関係事業所の事業主でないこと。
- (4) 次の(i)から(iii)までの書類を整備している事業主であること。
 - (i) 補助金活用の実施状況を明らかにする書類
 - (ii) 補助金活用に要する経費等の負担の状況を明らかにする書類
 - (iii) 必要経費の支払の状況を明らかにする書類
- (5) 補助金の審査に必要な書類を理事長の求めに応じて提出又は提示する、公益財団法人やまぐち産業振興財団の实地調査に協力する等、審査に協力する事業主であること。

別記 2 補助金の区分、補助率等は、次表のとおりとする

(表)

補助率/補助上限/期間	事業内容/対象経費	対象となるサービス
補助率：1/2 補助上限：15 万円 期 間：令和 5 年 2 月 28 日まで（ただし <u>予算の範囲とする</u> ） <u>※同一対象者につき、 交付は同一年度におい て 1 回 1 項目のみとす る。</u>	事業内容：新しいスタイルの販 路開拓を実施するにあたっての 動画・オンラインカタログ及び その他以下に定めるコンテンツ 等費用について補助金を交付 対象経費：以下の 3 種類のいづ れかとする。 I、動画作成費（外注費、開発 費） II、オンラインカタログ作成費 （外注費、開発費） III、その他 W e b コンテンツに 関わる費用（外注費、開発費）	<u>以下の 3 種類のいずれかとする。</u> <u>また 1 回 1 項目のみとする。</u> I、自社ホームページやオンライ ン商談及び展示会会期中に使用 するため P R 動画制作 II、自社ホームページやオンライ ン商談及び展示会会期中に使用 するためオンラインカタログ制 作 III、展示会前後（事前 P R ・事後 フォロー等）の効果を高めるため の W e b に関わる費用（L P 作成 費、メルマガ配信費用、ホームペ ージ改良費用及びこれらに準ず るコンサルティング費用）